

平成 20 年度
一級河川指定等説明資料

平成 20 年 4 月

一級河川指定等関係公文書（写）



国河政第741号
平成20年2月19日

国社整審第29号
平成20年3月11日

社会资本整備審議会会長
張富士夫 殿

河川分科会
分科会長 虫明功臣 殿

國土交通大臣
冬柴鐵三

社会资本整備審議会
会長 張富士夫



河川法第4条第1項の一級河川の指定等について

河川法第4条第1項の一級河川の指定等について

標記について、別添のとおり河川法（昭和39年法律第167号）

平成20年2月19日付国河政第741号により、当審議会の意見を求められた「河川法第4条第1項の一級河川の指定等について」については、社会资本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。

第4条第1項の規定により、一級河川の指定又は指定の変更を行った
いので、同条第3項及び第6項の規定により、貴審議会の意見を求める。

一級河川指定等の根拠条文

河川法第4条

(一級河川)

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

- 2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。
- 6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

一級河川指定等(案)の概要

1 現在の一級河川指定状況

水系数	109水系
河川数	14, 021河川
河川延長	87, 749. 8km

2 今回の一級河川指定等の予定

(1) 新規指定	23河川	86. 3km
① 現二級河川の本明川水系への編入	17河川	61. 2km
② その他	6河川	25. 1km
(2) 変更	4河川	△2. 1km
① 変更増	1河川	2. 2km
② 変更減	3河川	△4. 3km

合計 27河川 84. 2km

一級河川指定等(案)一覧表

水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	指定等の延長(km)			指定等の理由	備考		
			新規	変更					
				増	減				
ナルセ 鳴瀬川	アケドシ 明通川	宮城県 (大和町)	0.5			工業団地開発に伴う流出増対策として防災調節池の工事を施行することから影響区間を一級河川として指定。	新規指定		
ナルセ 鳴瀬川	タチボリ 立堀川	宮城県 (大崎市)		(1.4) △0.4		土地改良事業の実施によって立堀川の流量が減少したことにより、一級河川として管理する必要のない区間が生じたことから上流端を変更。	区間縮小		
トキ 利根川	ソノベ 園部川	茨城県 (石岡市)		(18.3) 2.2		土地利用等の進展による流出増に対応するため、河川工事を施行することから上流端を変更。	区間延長		
トキ 利根川	ナツボ 奈坪川	栃木県 (宇都宮市)	9.2			JR宇都宮駅周辺地域の市街化が進展したことにより、洪水防御等の対策を講ずることが必要となったため、対象区間を一級河川として指定。	新規指定		
	ヤナ 谷田川	栃木県 (宇都宮市)	1.2				新規指定		
	イシ 石川	栃木県 (宇都宮市)	6.2				新規指定		
トキ 利根川	シヨトケンガイカク 首都圏外郭放水路	埼玉県 (春日部市)	6.0			首都圏外郭放水路建設事業による放水路工事が平成19年度に完成したことから一級河川として指定。	新規指定		
信濃川	ナカノシマ 中之島川	新潟県 (三条市)			(12.0) △3.0	河川災害復旧等関連緊急事業に伴う中之島川の切替工事が平成18年度に完成したことから下流端を変更。	区間縮小		

(注) ()書は、今回の指定の変更後の延長(km)である。

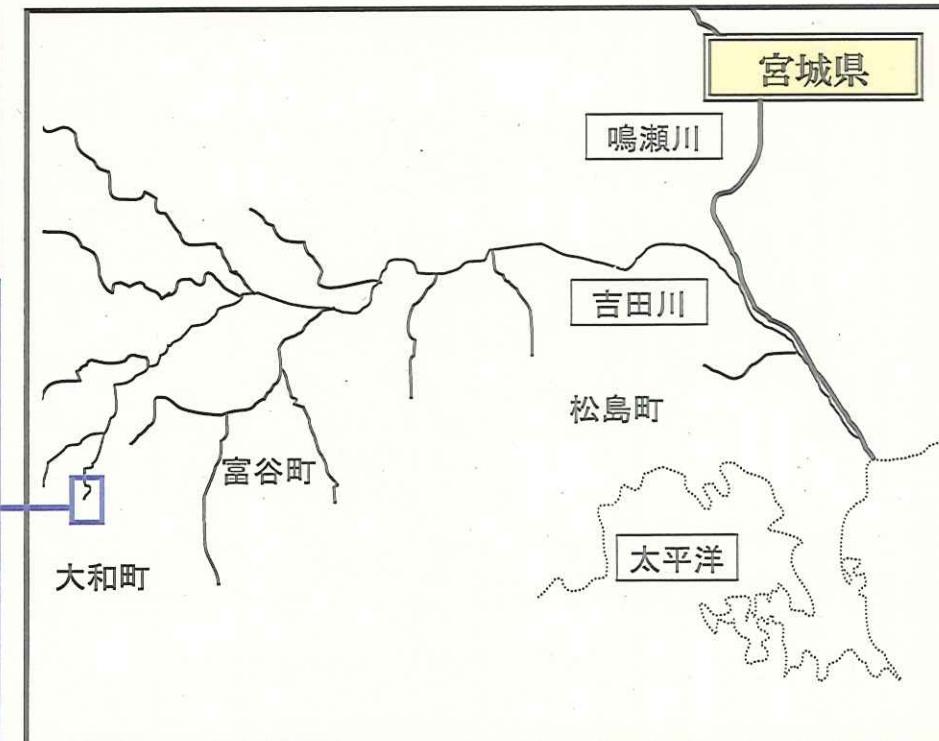
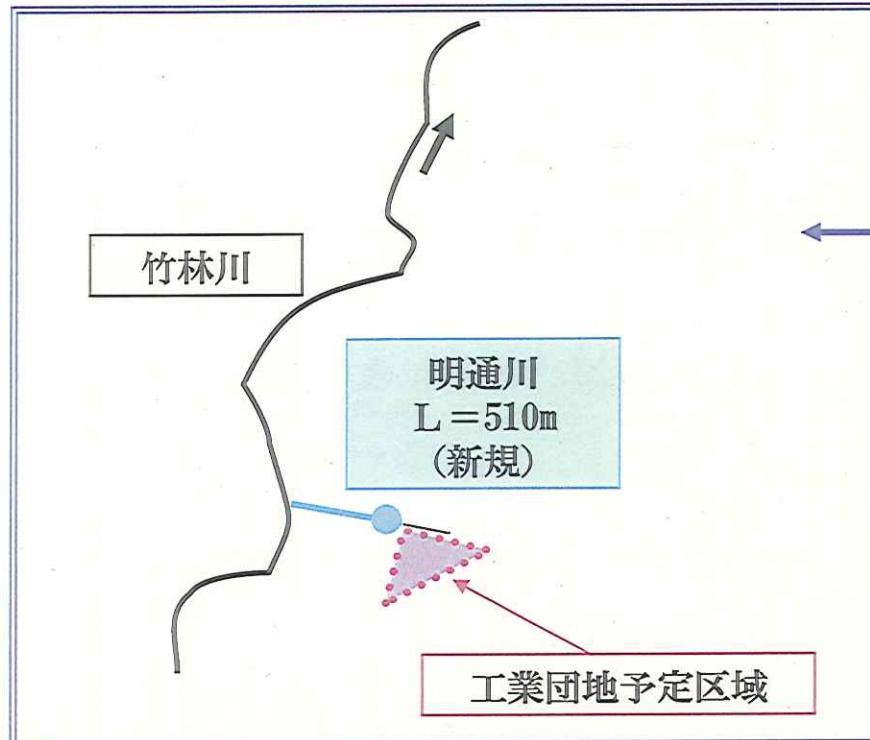
水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	指定等の延長(km)			指定等の理由	備考		
			新規	変更					
				増	減				
安倍川	飯間谷川	静岡県 (静岡市)			(2.4) △0.9		第二東海自動車道横浜名古屋線の建設に伴う飯間谷川の付替工事が平成19年度に完成したことから上流端を変更。		
淀川	白川放水路	京都府 (京都市)	2.0				都市基盤河川改修事業による放水路工事が平成19年度に完成したことから一級河川として指定。		
本明川	土井川	長崎県 (雲仙市)	2.0				新規指定		
	田川原川	長崎県 (雲仙市)	2.3				新規指定		
	山田川	長崎県 (雲仙市)	5.6				新規指定		
	長谷川	長崎県 (雲仙市)	2.1				新規指定		
	黒仁田川	長崎県 (雲仙市)	0.7				新規指定		
	境川	長崎県 (諫早市)	8.4				新規指定		
	湯江川	長崎県 (諫早市)	3.4				新規指定		
	田島川	長崎県 (諫早市)	2.8				新規指定		
	有明川	長崎県 (諫早市・雲仙市)	4.8				新規指定		

水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	指定等の延長(km)				指定等の理由	備考		
			新規	変更		廃止				
				増	減					
	千鳥川	長崎県 (雲仙市)	3.9					新規指定		
	今木場川	長崎県 (雲仙市)	1.9					新規指定		
	仁反田川	長崎県 (諫早市)	6.2					新規指定		
	長走川	長崎県 (諫早市)	1.0					新規指定		
	小江川	長崎県 (諫早市)	3.7					新規指定		
	深海川	長崎県 (諫早市)	7.8					新規指定		
	剃刀峰川	長崎県 (諫早市)	2.6					新規指定		
	段堂川	長崎県 (諫早市)	2.0					新規指定		

鳴瀬川水系略図（明通川）

河川指定等の概要

工業団地開発に伴う流出増対策として防災調節池を明通川上流に築造するにあたり、これらの施設を整備・管理するため、明通川を一級河川に指定するものである。

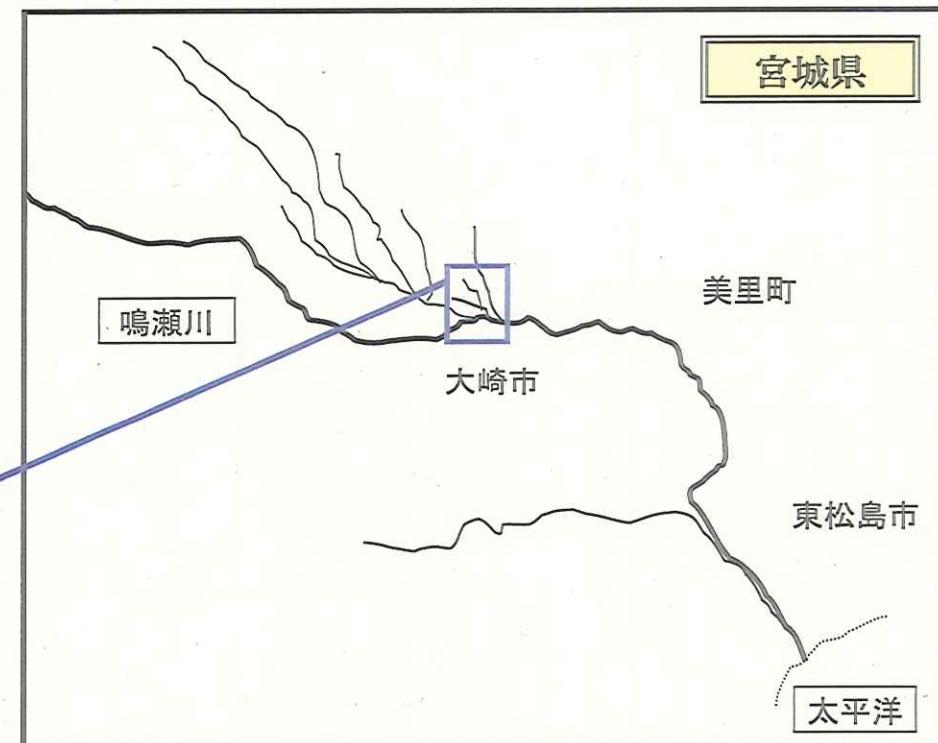
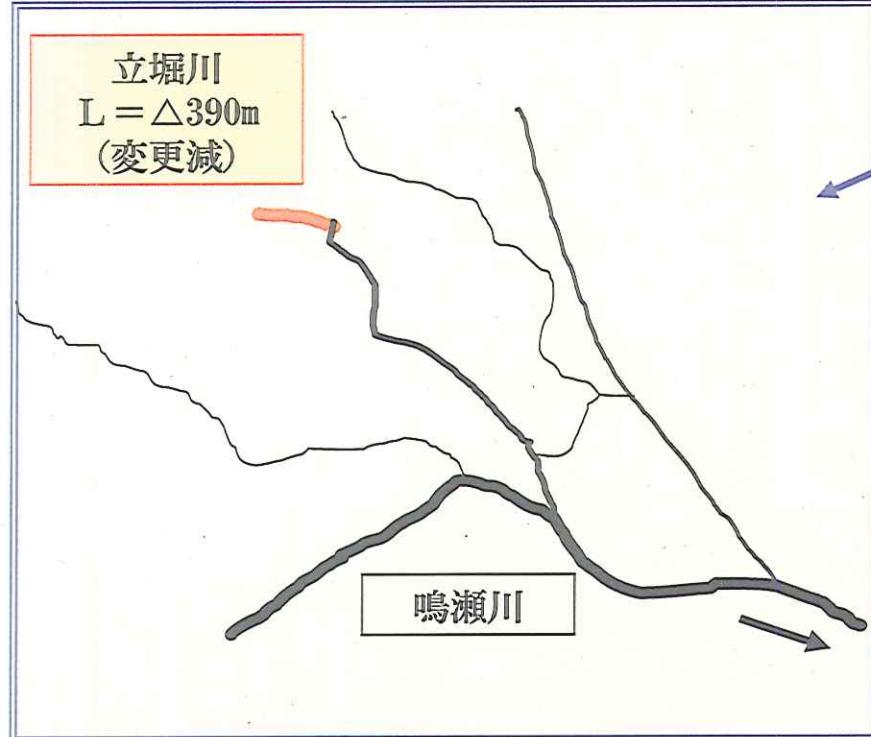


鳴瀬川水系略図（立堀川）

河川指定等の概要

立堀川上流域におけるほ場整備（土地改良事業）の完成に伴い、排水系統が替わり、当該河川への流入量（上流端から△390m下流までの区間）が著しく減少したことから、立堀川の一級河川区間を変更減とするものである。

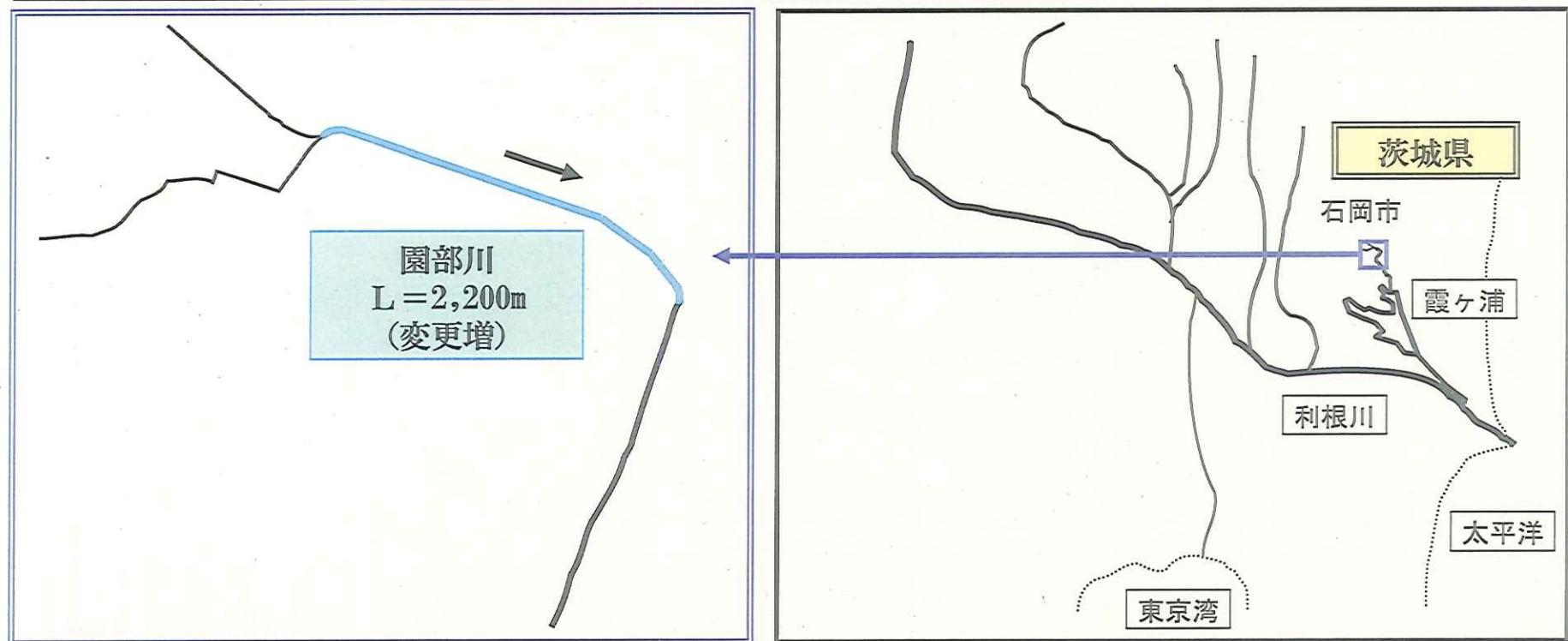
立堀川
 $L = \triangle 390m$
(変更減)



利根川水系略図（園部川）

河川指定等の概要

利根川水系園部川は、霞ヶ浦圏域河川整備計画に基づき河川整備を鋭意実施してきているところであるが、平成19年度に策定された「第1次石岡市総合計画」に基づき、都市的な土地利用の進展による流出増に対応する必要が生じたため、園部川の一級河川区間を変更増とするものである。

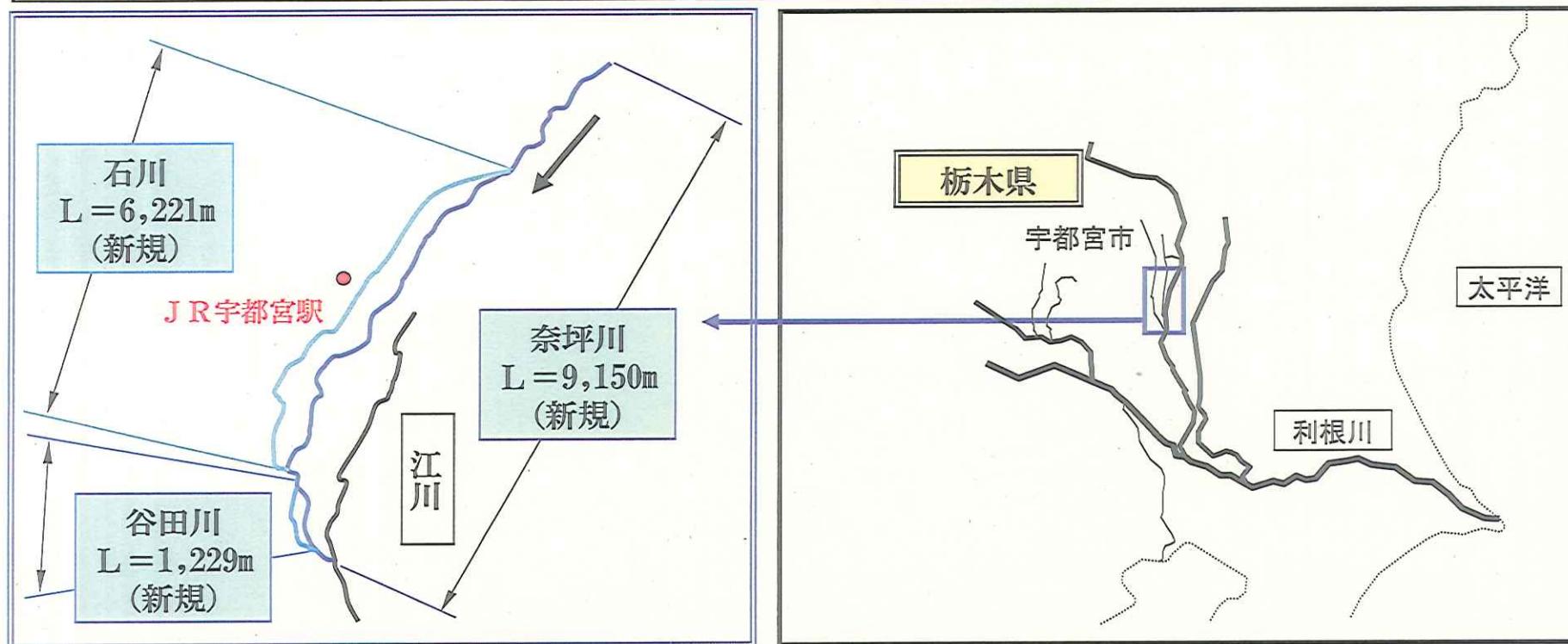


利根川水系略図（奈坪川・谷田川・石川）

河川指定等の概要

利根川水系奈坪川等は、宇都宮中心市街地を流れる都市河川で、現況断面が狭小であるため、これまで準用河川改修事業等により整備を行ってきたが、抜本的な解決に至っておらず、度々浸水被害が生じている。

このため、奈坪川とその派川の谷田川及び石川を一級河川に指定し、計画的な河川整備を実施するものである。

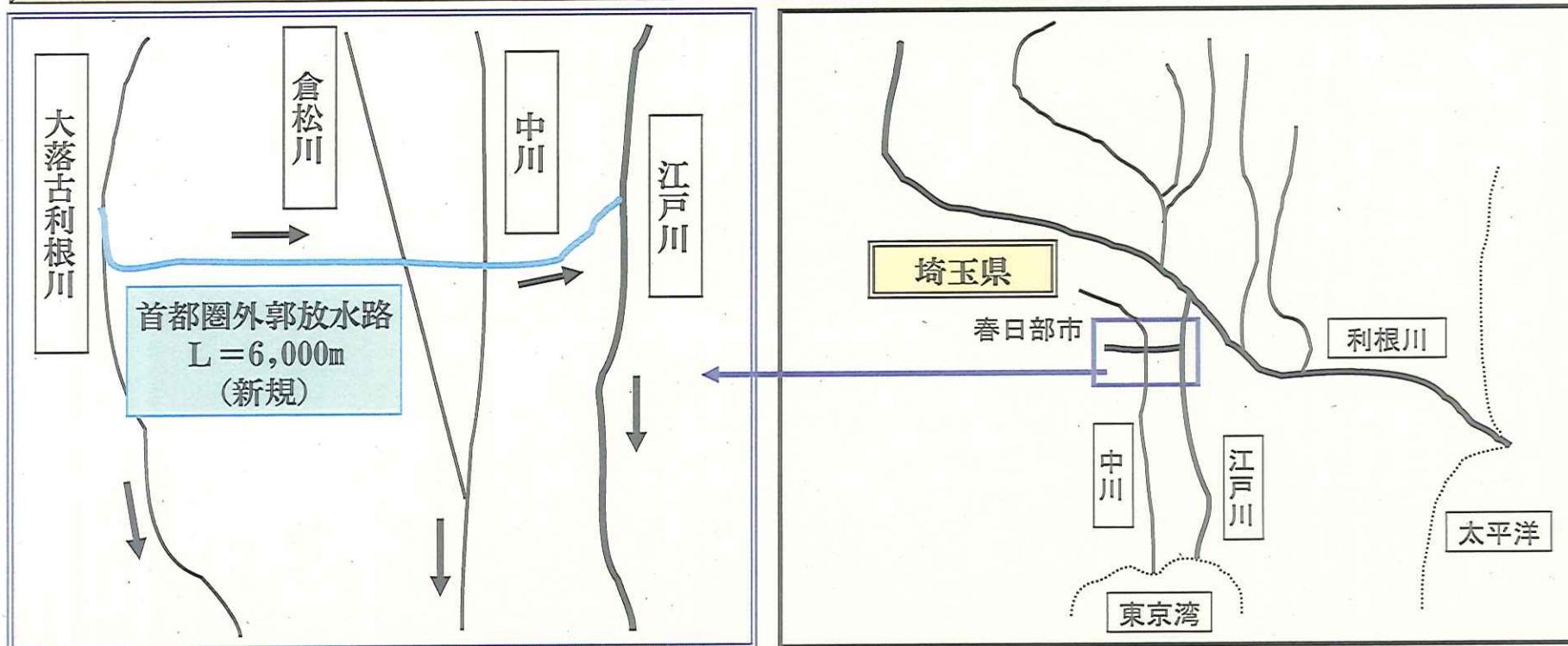


利根川水系略図（首都圏外郭放水路）

河川指定等の概要

首都圏外郭放水路事業は慢性的な浸水地帯である中川流域の抜本的な治水対策として平成5年3月に建設工事に着手した。

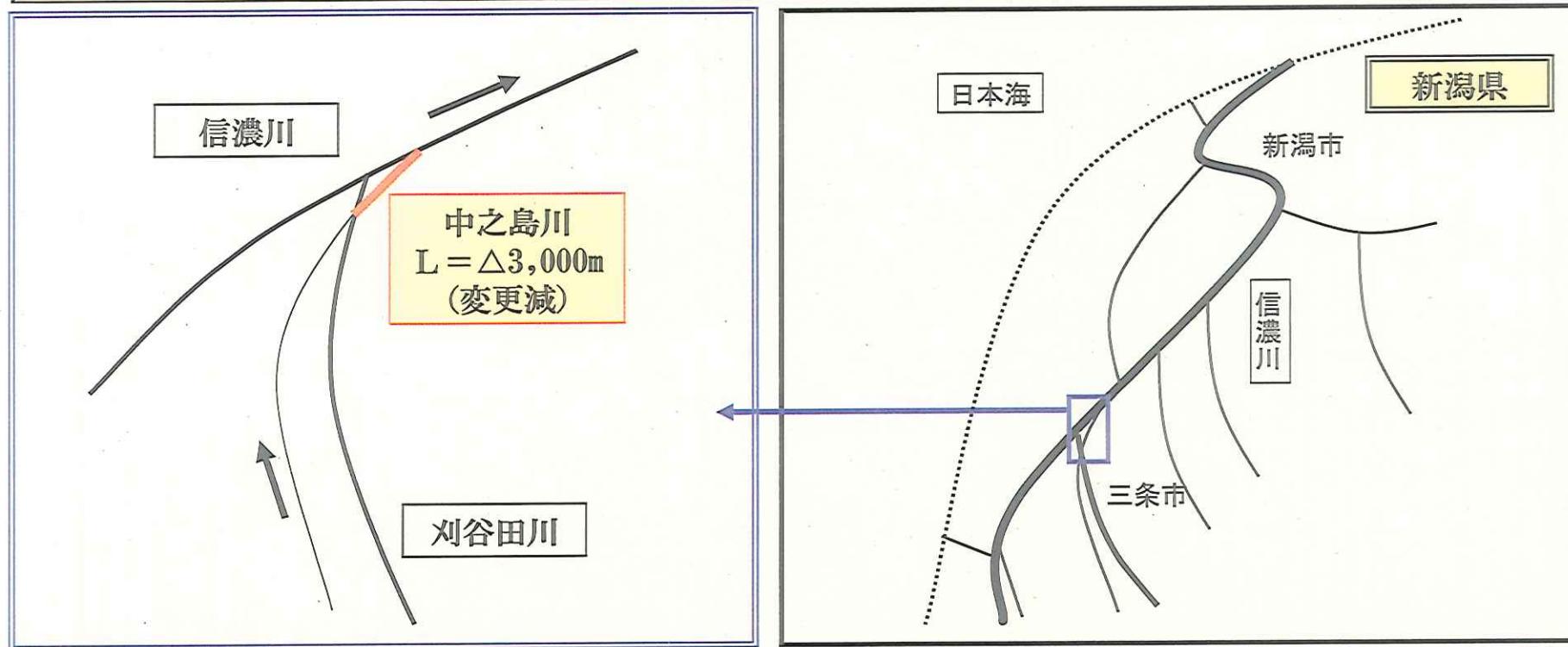
平成19年度に一級河川江戸川と大落古利根川を結ぶ延長約6.0kmが完成したので、首都圏外郭放水路事業を一級河川に指定するものである。



信濃川水系略図（中之島川）

河川指定等の概要

中之島川は刈谷田川の下を潜ったのち信濃川に合流する河川であったが、平成16年7月13日に発生した新潟豪雨水害を受けて、刈谷田川合流点の改修を河川災害復旧等関連緊急事業として施工した。その結果、中之島川が刈谷田川に直接合流する工事が完成したため、中之島川の一級河川区間を変更減とするものである。

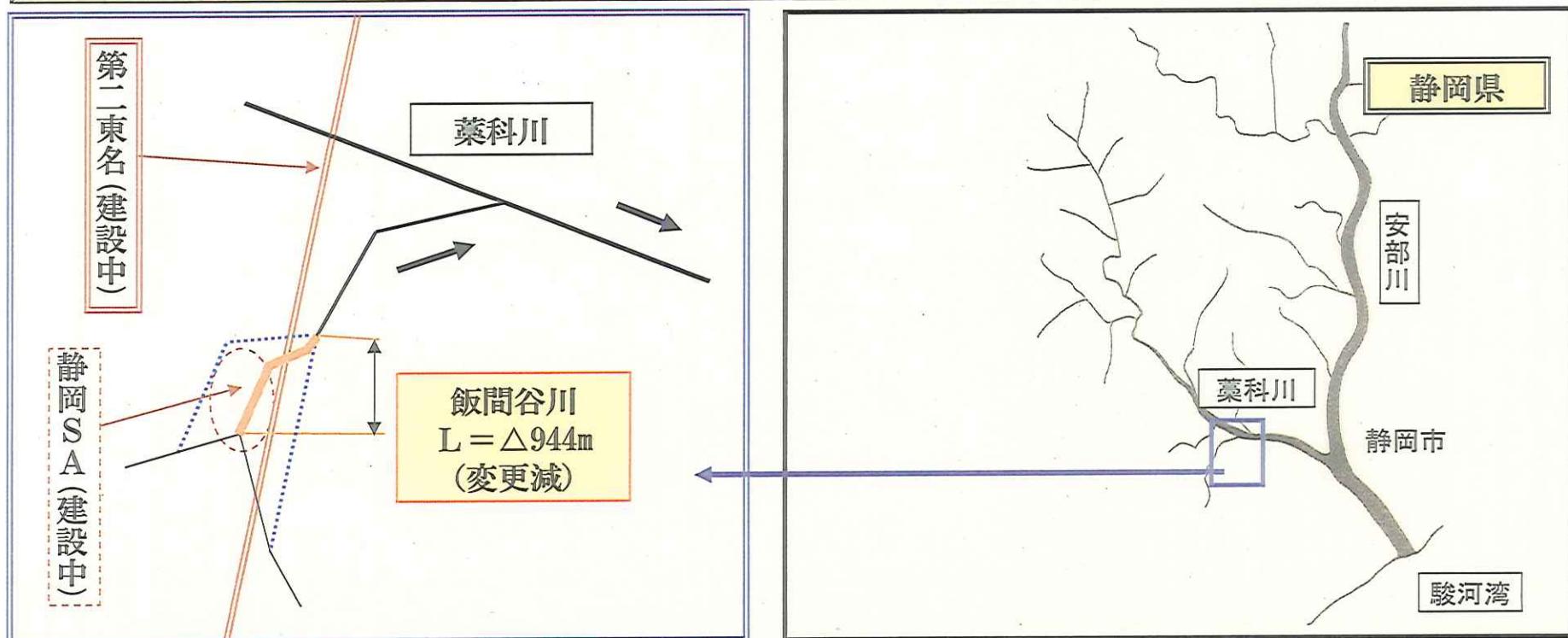


安倍川水系略図（飯間谷川）

河川指定等の概要

第二東海自動車道横浜名古屋線の建設のため、一級河川安倍川水系飯間谷川流域で高速道路本体及びサービスエリアが建設されることに伴い、飯間谷川及び支川（普通河川）の一部を付け替える必要が生じた。

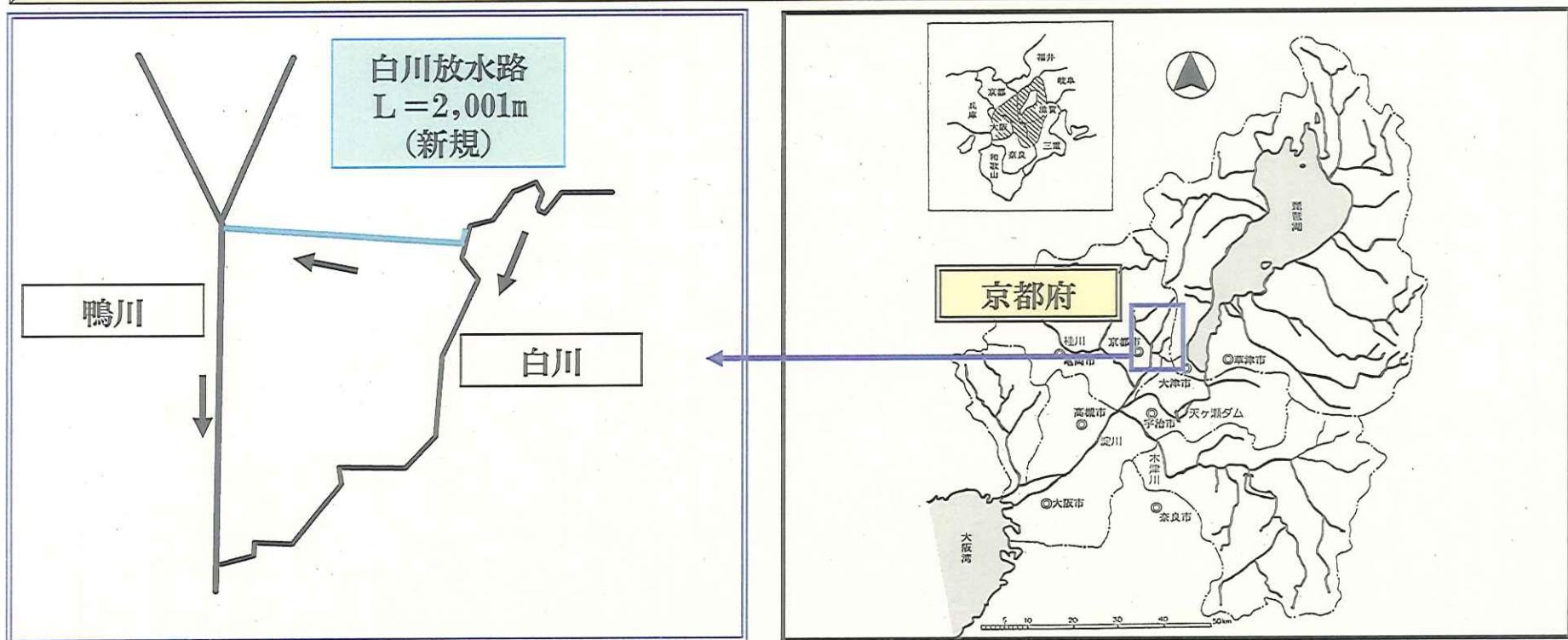
この付替工事が平成19年度に完成したことから、飯間谷川の一級河川区間を変更減とするものである。



淀川水系略図（白川放水路）

河川指定等の概要

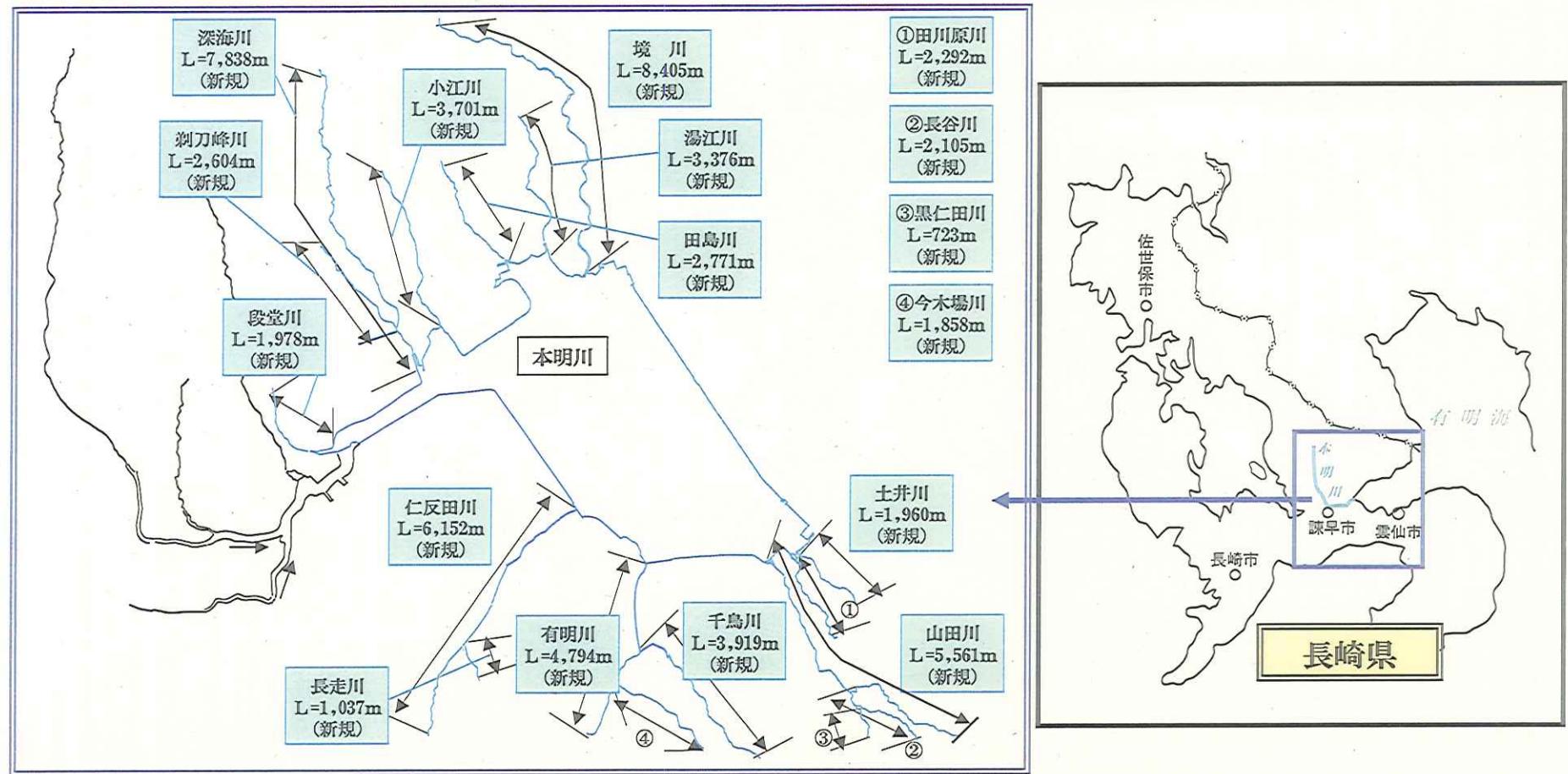
淀川水系白川においては、中下流部においては周辺に民家が密集し、また、京都の歴史的景観を保全していく必要もあって当該個所の改修の早期実施は困難であったため、主として道路下に地下放水路を建設して白川の流下能力の不足分を分担させることとした。平成19年度に一級河川鴨川と白川を結ぶ延長2.0kmが完成したことから、白川放水路を一級河川に指定するものである。



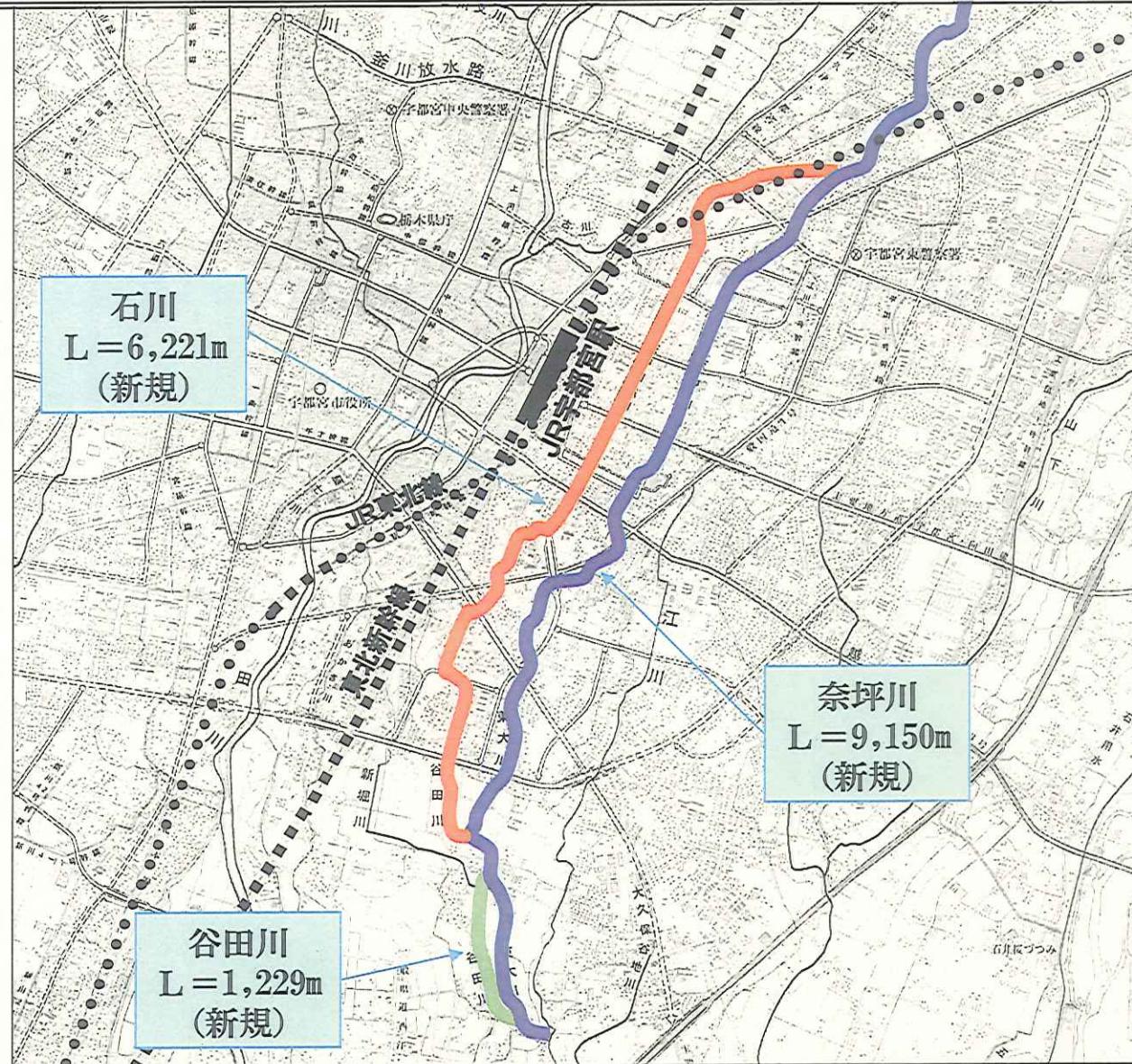
本明川水系略図（土井川等17河川）

河川指定等の概要

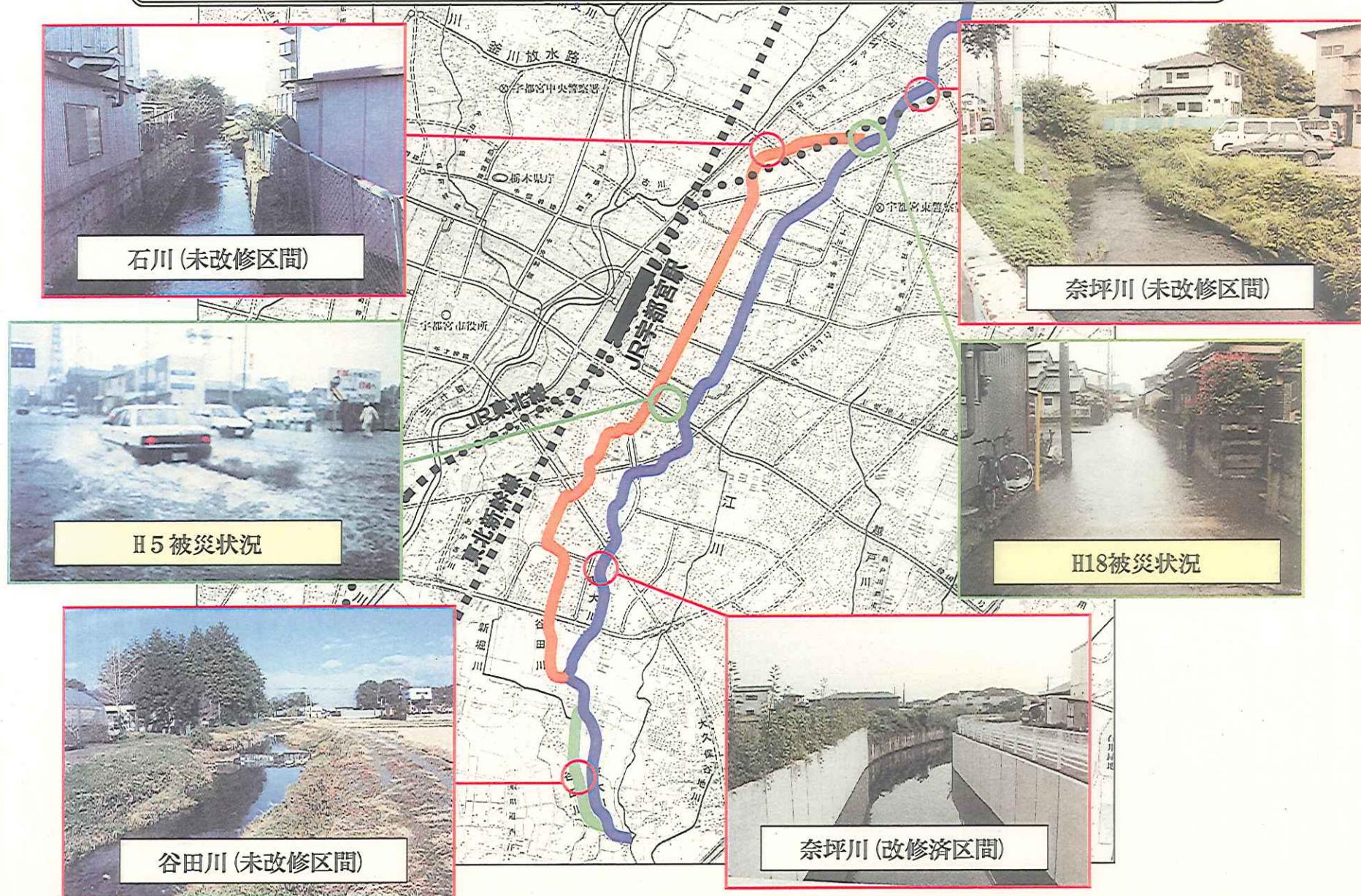
国営諫早湾干拓事業による潮受堤防等工事が平成19年度に完成したことから、本明川の河口を延伸とともに当該延伸部分に流入する二級河川土井川等17河川を本明川水系に編入し、一級河川として指定するものである。



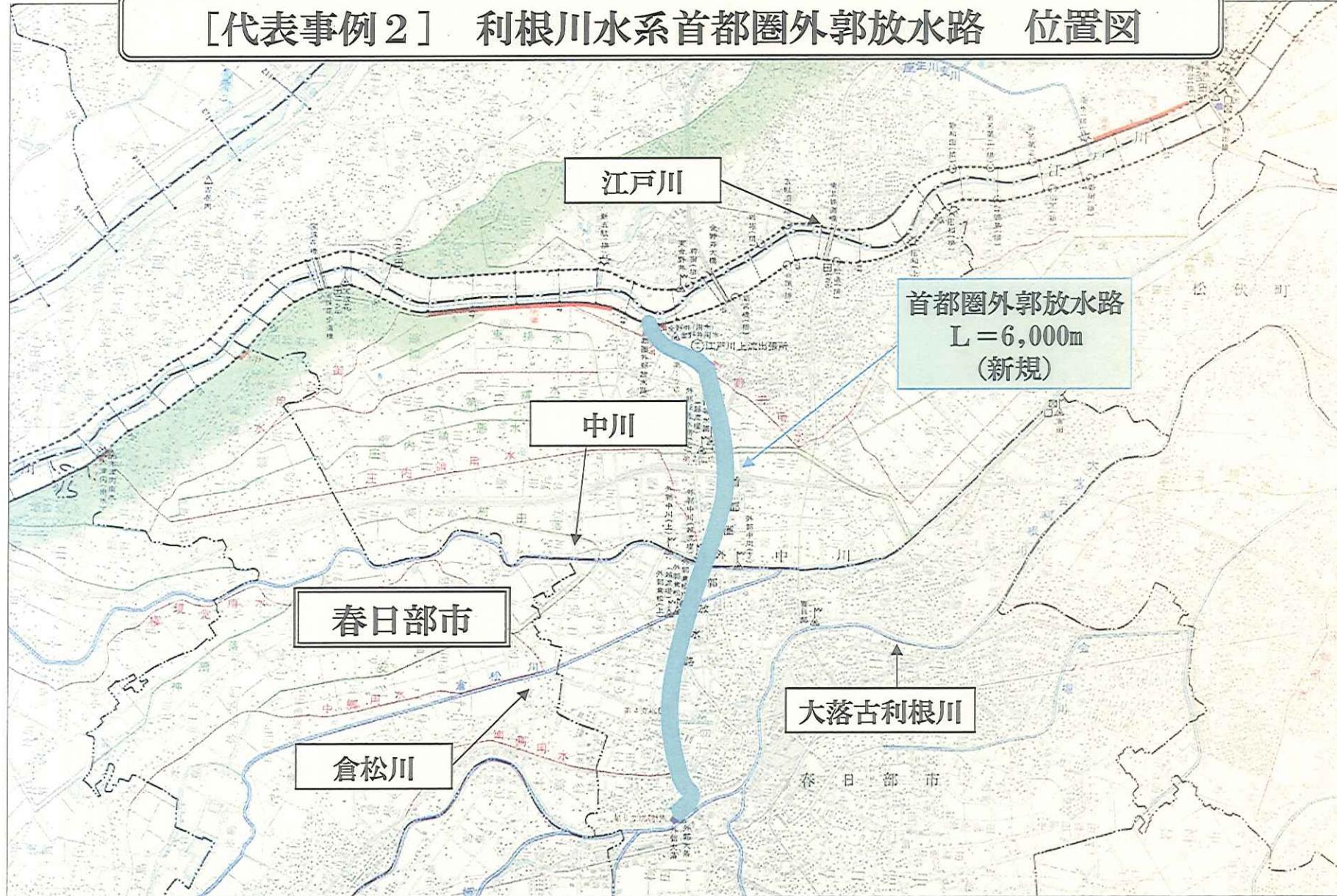
[代表事例 1] 利根川水系奈坪川・谷田川・石川 位置図



[代表事例 1] 利根川水系奈坪川・谷田川・石川 概況

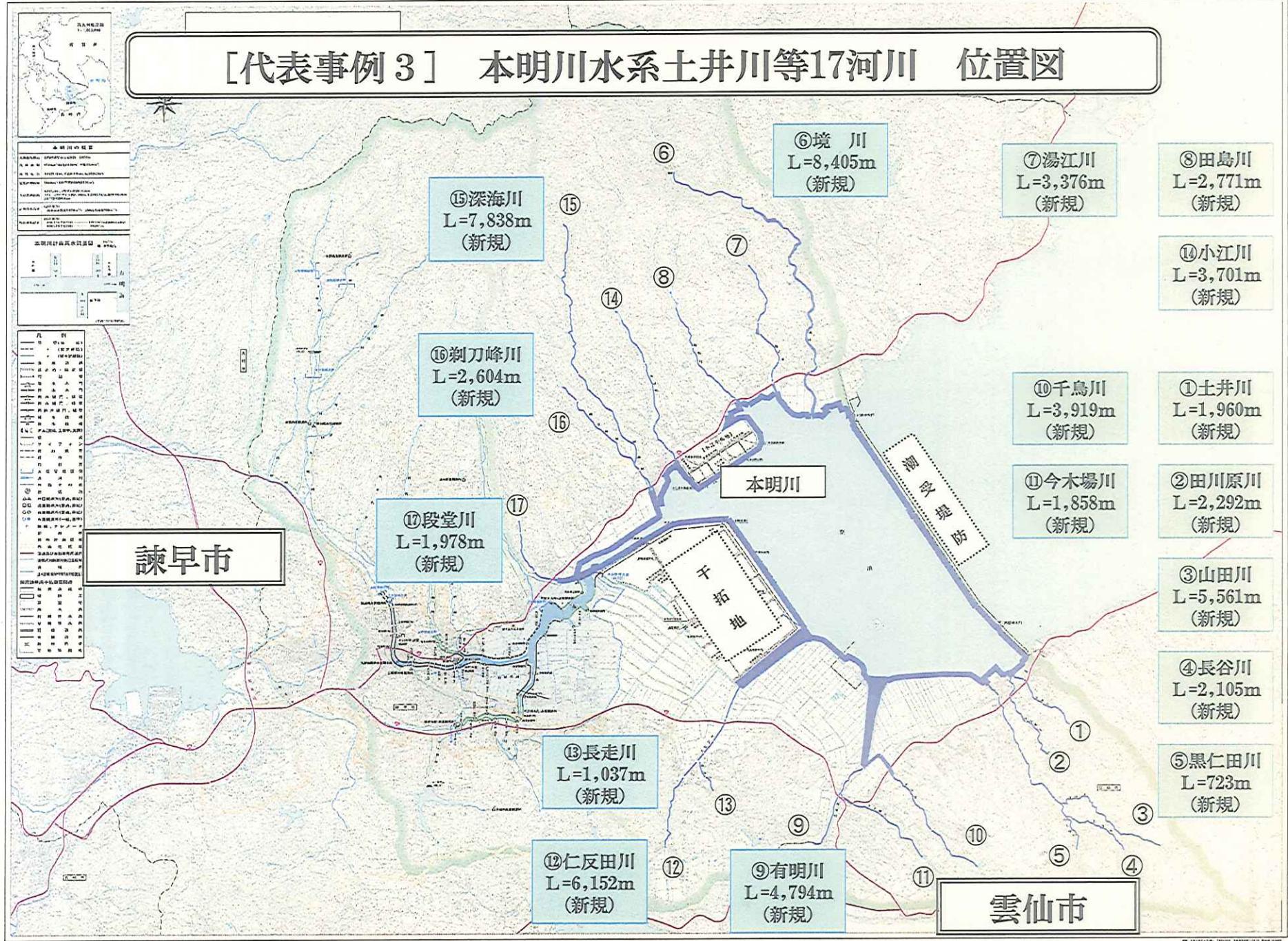


[代表事例2] 利根川水系首都圏外郭放水路 位置図



[代表事例 2] 利根川水系首都圏外郭放水路 概況





[代表事例 3] 本明川水系土井川等17河川 概況



一級河川指定等告示（案）

○河川法（昭和三十六年十一月三十日法律第百六十七号）第四条第一項の規定により、次の各表のとおり、一級河川を指定し（昭和二十九年四月一日）、同法第百七十九号（河川法施行規則第一條第一項の規定によるもの）に依り、第一級河川の指定を変更するので、同法第五項及び第六項並びに河川法施行規則（昭和二十九年四月一日）第一條の規定に基づき、公示する。

国土交通大臣 冬柴 鐵三

表一 鳴瀬川水系

区分		名 称		上 流 端		下 流 端	
指 定		明 通 川		左 岸 宮城県黒川郡大和町小野字一ノ渡戸		右 岸 竹林川への合流点	
指 定		立 堀 川		右 岸 同町小野字蛇石山六番二地先		右 岸 鳴瀬川への合流点	

表二 利根川水系

区分		名 称		上 流 端		下 流 端	
指 定		奈 坪 川		茨城県東茨城郡美野里町大字羽鳥字上ノ堰		右 岸 鳴瀬川への合流点	
指 定		奈 坪 川		右岸同市真家字千本三千三百六十五番地先		右 岸 鳴瀬川への合流点	

表三 信濃川水系

区分		名 称		上 流 端		下 流 端	
指 定		谷 田 川		奈坪川からの分派点		霞ヶ浦への流入点	
指 定		石 川		奈坪川からの分派点		江戸川への合流点	

表四 安倍川水系

区分		名 称		上 流 端		下 流 端	
新 旧		飯 間 谷 川		左 岸 飯 間 谷 川		左 岸 飯 間 谷 川	
新 旧		中 之 島 川		右 岸 地新潟県南蒲原郡中之島村大字大曲戸字村上		右 岸 長岡市大曲戸字村浦二十二番の一地	

変 更		区 分		上 流 端		下 流 端	
新		左 岸		右 岸		右 岸	
新		右 岸		右 岸		右 岸	
新		右 岸		右 岸		右 岸	

表五 滝川水系

区 分	名 称	区 因		間 間
		上 流 端	下 流 端	
指 定	白川放水路	白川ならの分派点	白川の合流点	曉川への合流点

表六 本明川水系

区 分	名 称	区 因		間 間
		上 流 端	下 流 端	
指 定	土 井 川	左岸 右岸	左岸 右岸	本明川への合流点
指 定	田 川 原 川	左岸 右岸	左岸 右岸	本明川への合流点
指 定	田 田 川	左岸 右岸	左岸 右岸	本明川への合流点
指 定	黑 仁 田 川	左岸 右岸	左岸 右岸	本明川への合流点
指 定	長 谷 田 川	左岸 右岸	左岸 右岸	本明川への合流点
指 定	湯 江 川	左岸 右岸	左岸 右岸	本明川への合流点
指 定	島 川	左岸 右岸	左岸 右岸	本明川への合流点
指 定	千 鳥 川	左岸 右岸	左岸 右岸	本明川への合流点
指 定	有 明 川	左岸 右岸	左岸 右岸	本明川への合流点
指 定	田 島 川	左岸 右岸	左岸 右岸	本明川への合流点
指 定	境 川	左岸 右岸	左岸 右岸	本明川への合流点

指 定	長 走 川	左 岸	左 岸	右 岸	右 岸	左 岸	左 岸	右 岸	右 岸	左 岸	左 岸	右 岸	右 岸	左 岸	左 岸	左 岸	左 岸	左 岸	左 岸	左 岸	左 岸	左 岸	
指 定	仁 反 田 川	右 岸	右 岸	一 同 二 謙 地	一 同 地	謙 早 市	謙 早 市	百 同 二 謙 早 市	百 同 二 謙 早 市	六 同 六 市	六 同 六 市	十 同 十 森 山 市	十 同 十 森 山 市	同 一 一 壱 地	同 一 一 壱 地	市 先 森 山 市	市 先 森 山 市	森 山 市	森 山 市	山 岸	山 岸	右 岸	右 岸

先同二謙早市地早市森山市森山町慶師野同字千百八番一地
百同二謙早市百十森六市一山十森山市一上番町一上番町一地
同地市先森山市先愛野町地野町甲字丸山三千百四十五番
同地市先爱野町一地先甲字上重尾一千三百四十番
先甲字加勢附二千二十一地

仁反田川への合流点

本明川への合流点

有明川への合流点

有明川への合流点

本明川への合流点

指 定	小 江 川	左 岸	右 岸	地 名
指 定	深 海 川	左 岸	右 岸	一諫早市高来町平田字梅林九百十九番八 地同市高来町折山字毎山八百三十番八 先
指 定	剣 刀 峰 川	右 岸	左 岸	同五諫早市高来町古場字サンギ七百八十 地高来町古場字前谷千百三十六番 先
指 定	段 堂 川	右 岸	右 岸	本明川への合流点 本明川への合流点 深海川への合流点 本明川への合流点

備考
 (二) 一区画分中、「指定」は、新たに一級河川として指定する河川を示す。
 一二の「変更」は、新欄に掲げる河川の区間等をこの表のとおり改めることを示す。
 一二の「新」は、「旧」の項に掲げる河川を「新」の項に掲げるとおり変更することを示す。
 一二の「表中指定及び変更の「新」の項に掲げる地名の表示は、平成11年用。現在の